令和２年度第１２回御船町議会定例会（３月会議）議事日程（第１号）

令和３年３月11日

午前10時00分開会

１　議事日程

第　１　会議録指名議員の指名

４番　福本　　悟　君

５番　田上　英司　君

第　２　諸報告

１　諸般の報告

２　行政報告

３　令和２年度定期監査報告

第　３　報告第　１７号　専決処分の報告について

第　４　報告第　１８号　専決処分の報告について

第　５　報告第　１９号　専決処分の報告について

第　６　報告第　２０号　専決処分の報告について

第　７　報告第　２１号　専決処分の報告について

第　８　報告第　２２号　専決処分の報告について

第　９　議案第　７５号　工事請負変更契約の締結について

第１０　議案第　７６号　工事請負変更契約の締結について

第１１　議案第　７７号　財産の取得について

第１２　議案第　７８号　御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

第１３　議案第　７９号　御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第１４　議案第　８０号　御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第１５　議案第　８１号　御船町課設置条例及び御船町健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

第１６　議案第　８２号　税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第１７　議案第　８３号　御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

第１８　議案第　８４号　御船町敬老祝金給付条例の全部を改正する条例の制定について

第１９　議案第　８５号　御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第２０　議案第　８６号　御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第２１　議案第　８７号　御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第２２　議案第　８８号　御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第２３　議案第　８９号　御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第２４　議案第　９０号　御船町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第２５　議案第　９１号　御船町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第２６　議案第　９２号　御船町ふれあい広場設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について

第２７　議案第　９３号　御船町ふれあい広場の指定管理者の指定について

第２８　議案第　９４号　御船町コミュニティーセンター「ひばり荘」の指定管理者の指定事項の変更について

第２９　議案第　９５号　町道の路線認定について

第３０　議案第　９６号　令和２年度御船町一般会計補正予算（第１３号）について

第３１　議案第　９７号　令和２年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）について

第３２　議案第　９８号　令和２年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第６号）について

第３３　議案第　９９号　令和２年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３

号）について

第３４　議案第１００号　令和２年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第３号）について

第３５　議案第１０１号　令和２年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について

第３６　議案第１０２号　令和２年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第４号）について

第３７　議案第１０３号　令和２年度御船町水道事業会計補正予算（第２号）について

第３８　議案第１０４号　令和３年度御船町一般会計予算について

第３９　議案第１０５号　令和３年度御船町国民健康保険事業特別会計予算について

第４０　議案第１０６号　令和３年度御船町介護保険事業特別会計予算について

第４１　議案第１０７号　令和３年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算について

第４２　議案第１０８号　令和３年度御船町緑の村運営事業特別会計予算について

第４３　議案第１０９号　令和３年度御船町公共下水道事業特別会計予算について

第４４　議案第１１０号　令和３年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算について

第４５　議案第１１１号　令和３年度御船町水道事業会計予算について

第４６　同意第　　２号　御船町副町長の選任について

第４７　同意第　　３号　御船町教育長の任命について

第４８　同意第　　４号　御船町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

第４９　同意第　　５号　御船町農業委員会の委員の任命について

第５０　発議第　　４号　御船町議会委員会条例の全部を改正する条例の制定について

２　出席議員は次のとおりである（14人）

１番　中 城　峯 雄　君	２番　井 藤　はづき　君
３番　宮 川　一 幸　君	４番　福 本　　悟　君
５番　田 上　英 司　君	６番　増 田　安 至　君
７番　森 田　優 二　君	８番　岩 永　宏 介　君
９番　福 永　　啓　君	１０番　田 上　　忍　君

１１番　藤川　博和　君　　１２番　清水　　聖　君

１３番　井本　昭光　君　　１４番　池田　浩二　君

３　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（１人）

事務局長　本田　隆裕　君

４　説明のため出席した者の職氏名（19人）

町長	藤木　正幸　君	副町長	野中　眞治　君
教育長	本田　惠典　君	総務課長	藤野　浩之　君
企画財政課長	坂本　幸喜　君	税務課長	畑野　英樹　君
町民保険課長	宮﨑　尚文　君	福祉課長	西橋　静香　君
こども未来課長	田中　智徳　君	復興課長	島田　誠也　君
健康づくり支援課長	作田　豊明　君	農業振興課長	井上　辰弥　君
商工観光課長	鶴野　修一　君	建設課長	野口　壮一　君
環境保全課長	緒方　良成　君	会計管理者	上村　清美　君
学校教育課長	西本　和美　君	社会教育課長	沖　　勝久　君
監査委員	吉川　　勲　君		

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前１０時００分　開　会

○議長（池田浩二君）　おはようございます。

本日は３月11日です。東日本大震災の発生から今日で10年となります。この震災により亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災地域の一日も早い復興を心より願うところであります。ここで改めてこの震災により犠牲となられた全ての方々に対し、哀悼の意を表し黙とうを捧げます。

皆さん御起立ください。黙とう。

［黙とう］

○議長（池田浩二君）　御着席ください。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（池田浩二君）　ただ今から、令和２年度第12回御船町議会定例会３月会議を再開します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（池田浩二君）　日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、４番、福本悟議員、５番、田上英司議員を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２　諸報告

○議長（池田浩二君）　日程第２、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

休会中における、諸般の報告をいたします。２月25日、議会運営委員会を開催し、各種案件、定例会３月会議の進行等について協議を行いました。第12回御船町議会定例会（３月会議）の会期日程は、本日３月11日から３月18日までの８日間と決定しました。

次に、陳情、請願について報告します。

陳情第７号「安全・安心の医療・介護の実現と、国民の命と健康を守るための陳情書」、陳情第８号「国立病院の機能強化を求める陳情書」については机上配布となりました。

また、陳情第９号「幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の新たな負担増について」の件は、産業厚生常任委員会に審議が付託されました。

次に、議会全員協議会を３月15日に開催し、執行部から、３月会議に提出される議案の説明があったほか、各委員会から活動状況等の報告がありました。

また、運営にかかるタブレット端末導入事業や、議会広報「あおぞら21」のリニューアル等の説明がありました。

次に、地方自治法第235条の２第３項の規定による例月現金出納検査について報告します。令和３年１月分の出納検査は２月16日と17日の２日間行われました。検査結果は議席に配布しております報告書のとおりです。

その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

すみません、ただ今全員協議会を３月15日に開催しと申しましたけれども、３月５日の

誤りでした。訂正いたします。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君）　行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

１月下旬に２件、２月に２件発生した火災について報告します。

１月の火災はそれぞれ、林野火災と枯草火災で消防団員は出動していません。２月８日の藤木地区の火事は、14時29分に消防署から通報を受け、４分団を中心に延べ15人の団員が出動し、同日15時40分に消火しました。

また、２月23日の片志和地区の火事は、12時56分に消防署から通報を受け、８分団を中心に延べ15人の団員が出動し、同日13時38分に消火しました。いずれも死傷者はいませんでした。

相次ぐ火災の発生を受け、消防団員による緊急の広報活動を行いました。３月１日から７日までの７日間においては、春の全国火災予防運動が実施されました。「その火事を防ぐあなたに 金メダル」を統一標語に、消防団員による広報活動を行い、延べ378人が出動しました。

なお、毎年４月に行っています消防団通常点検については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止いたします。毎年、楽しみにされていた方や、消防団関係者の皆様には大変申し訳ありませんが、御理解をお願いします。

次に、福祉課について報告します。

令和２年６月から令和３年３月にかけて、高齢者フレイル対策事業に取り組みました。コロナ禍の中、外出の自粛や通いの場の活動自粛のため、多くの方が自宅で過ごす時間が長くなりましたが、自宅においても健康を維持できる「おうちで運動プログラム」の資料や動画の配信を行いました。なお、現在も動画配信サイトで配信を継続しています。

また、このたび、地域の実情を踏まえ創意工夫のもとに実践されている、認知症サポーター養成の事例として、全国23事例の中から選考の結果、御船町の取組みが「優秀賞」を受賞しました。平成20年度から12年間継続して学校で実施されており、担当課と学校が連携する仕組みが確立されていることや、さらには家庭内で子供から家族に学習内容が伝わる基盤がつくられていることが選考理由です。

引き続き、関係機関と連携し認知症サポーターの養成と活動の活性化を図っていきま

す。

次に、こども未来課について報告します。

コロナ禍でさまざまな行事等が自粛や規模縮小されている中、各保育園でマラソン大会を開催しました。若葉保育園が２月13日に木倉小学校で、上野保育園が２月20日に園舎外周で、それぞれ保護者や保育士が見守る中、実施しました。12月の終わりからコツコツ練習を重ねてきた園児たちは、寒さにも北風にも負けず、誰一人諦めることなく全員完走することができました。

なお、両保育園の卒園式を３月27日に、入園式を４月３日に、参列者数限定かつ来賓無しで実施する予定です。

次に、復興課について報告します。

２月28日、みんなの家を活用した茶屋本地区公民館の落成内覧会が行われました。同地区公民館は、平成28年熊本地震で被災し、その後解体されており、今回、高木仮設団地内にあったみんなの家を移築し地区公民館として元の場所に整備しました。内覧会には完成を待ちわびた地域住民約30人が参加し、コミュニティ活動の場の再建を喜びました。

また、浄光寺区、牛ケ瀬２区においてもみんなの家を活用した地区公民館が今月中に完成する予定です。

次に、健康づくり支援課について報告します。

２月15日から新型コロナワクチン対策チームを結成し、町民の皆様が安心して接種できるよう、情報提供や住民の皆様からの相談に応じる体制を整えているところです。ワクチン接種は、医療従事者からスタートし、４月以降に65歳以上の高齢者と高齢者施設の従事者、その後、基礎疾患がある人、その他の順で実施していきます。接種は16歳以上の全住民が対象で、１人２回実施し全額公費負担となります。

現時点では、ワクチンの供給量に限りがあり、今後、国、県からの情報を基に、ワクチンが確保でき次第、順次接種できるよう、町内の医療機関、区長、民生委員児童委員等の各組織団体の御協力を頂きながら、職員一丸となり取り組んでまいります。

また、住民健診につきましては、２月16日に対象となる世帯に健診案内を送付し、現在、申込みの受付を行っております。

次に、商工観光課について報告します。

町独自のコロナ対策関連支援金の申請受付が３月10日をもって終了いたしました。

町内事業者向け支援として実施している「御船町事業継続プラス支援金」につきましては、法人130件、個人276件に対し、総額5,300万円を給付し、「御船町新型コロナウイルス感染症特別資金利子補給金」につきましては、44件の事業者から申請がなされました。

また、個人向け支援である「御船町新型コロナウイルス関連失業者支援金」につきましては、34件、102万円の給付が完了しています。

同じく、コロナ対策である感染防止対策を実施する町内飲食店を認証する取組みにつきましては、現在27店舗を「感染症対策実践店」として認証しており、着実に町内飲食店における感染症の拡大防止環境が整えられています。

次に、建設課について報告します。

御船インター周辺の道路改良工事において、２月27日午前８時に小坂集落側の国道信号機の稼働と、道路改良工事が竣工した国道側町道の一部供用開始を同時に行いました。当日は、コストコガソリンスタンドのオープンと会員申込みの受付が新規店舗内に移動となり、多くの方々がお越しになりましたが、大きな問題もなく通行できました。現在、交通規制看板やラウンドアバウト交差点への照明灯設置工事など、残工事を進めているところです。

３月19日午前10時から全線供用開始に向けた開通式を計画しています。これまで御協力いただいた方々への感謝をお伝えするとともに、今後の町の活性化につなげてまいります。

次に、学校教育課について報告します。

小・中学校において、情報通信ネットワーク環境整備工事が終わり、高速大容量の通信にも対応できる環境が整いました。

また、今年度の卒業式及び入学式は、昨年同様、来賓を限定して実施いたします。卒業式は、中学校が３月13日、小学校が３月23日、入学式は、小・中学校とも４月９日の予定です。

以上で、行政報告を終わります。

本日、令和２年度第12回御船町議会定例会３月会議の開催に当たり、令和３年度一般会計当初予算をはじめ、各議案について御審議をお願いするとともに、私の町政に対する施政方針について申し上げたいと存じます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の脅威に、世界中が震撼させられた１年でありました。我が国におきましても、１月16日に国内で初めての感染者が確認され、その後、急速

に感染が拡がっていきました。国は感染拡大への対策として、大規模イベントの延期や休止、全国の学校に臨時休業を要請し、３月には、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の延期が決定しました。さらに４月７日には緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出自粛要請など、国民生活全体に大きな制約が生じることとなりました。

このような状況の中、本町としましても、新型コロナウイルス感染症に対し早急な支援策を講じることが、最優先課題となりました。本町では、国からの要請を踏まえ、昨年の３月２日からの町内公立学校の臨時休業をはじめ、公共施設の休館、イベント等各種事業の中止や延期を決定しました。

また、感染拡大への対策は一刻も早い対応が求められていたことから、専決処分や補正予算など、御船町議会にも御協力を得ながら、可急的速やかに対応を図りました。

本町の主な取組みとしましては、国民１人当たり10万円の「特別定額給付金」をはじめ、基準日以降に出生したお子様を対象とした「特別出産祝金」や中学生以下の児童を対象に１人当たり3,000円の「こどもスマイルチケット」、あるいは大学生等の継続的な就学を図る学生１人につき２万円の「大学生等応援給付金」を実施しました。

さらに、活気ある地域経済を取り戻すために２度にわたって発行した「プレミアム付商品券」や、感染症対策を行った飲食店等に対し、10万円を支給する「がんばる飲食店等応援支援金」など、町民、事業者双方を支えるための支援を積極的に行いました。

残念ながら昨年の12月以降、首都圏を中心に感染が再拡大し、いわゆるステージ４の状況となり、本県におきましても県独自の緊急事態宣言が発令されました。現時点では少し落ちつきを見せていますが、今もなお続くコロナ禍において、より効果的な対策を打ち出せるよう、しっかりと取り組んでまいります。

その中で、４月より高齢者の皆様から順次開始予定の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、健康づくり支援課に新型コロナワクチン対策チームを設置するなど、庁内体制を強化するとともに、熊本県との連携や町内医療機関、郡医師会との協力を図り、迅速に接種が行えるよう、しっかりと準備を進めてまいります。

また、本町では、熊本地震からの早期の復旧復興を目指す中で、コストコホールセールジャパン株式会社の誘致を復興のシンボルと位置づけて、全庁体制で進めてきました。その結果、令和３年４月１日に、コストコホールセール熊本御船倉庫店のオープンが正式決定いたしました。

この場をお借りしまして、町民の皆様をはじめ、町議会、関係機関の皆様の御理解に対し、深く御礼を申し上げます。

コストコは、熊本、宮崎、鹿児島の南九州を商圏とした広域的な集客施設で、新たな人の流れが期待されています。そこで、現在、コストコへの来店者をターゲットとしたレシートラリー事業に着手するなど、国道・町道敷へのサイン設置と併せ、恐竜博物館や吉無田高原などの町内観光施設や飲食店等への回遊を促す取組みを進めています。

今後、商工会や観光協会と連携しながら、町内でのさらなる受入体制の充実を図るとともに、滞在時間と消費の拡大につなげていくこととしています。その一つとして、西往還地区における複合型宿泊施設の誘致を、コストコに次ぐ町復興の起爆剤と位置づけ、全庁体制で推進しています。今回、福岡県北九州市に本社を置く株式会社ダック技建と株式会社ＡＴＳから立地を表明された複合型宿泊施設は、宿泊機能に加え、温泉施設、飲食店及びカフェなどの併設が計画されています。滞在型の拠点として、コストコ来客者をはじめとする観光客やビジネス客を中心市街地へと誘導し、町内の観光施設や飲食店などへの回遊を生み出すことが期待されます。現在の計画では、令和３年夏頃に工事を着工し、令和４年夏頃のオープンを目指されています。

町総合計画で標榜しました「みんながわくわくする御船町」の実現のためには、優良企業の誘致は不可欠です。今後も雇用の創出、税収の増加、定住の促進など経済波及効果が期待できる企業の誘致を進めていきたいと考えています。

震災を乗り越え、誰もが夢や希望を持ち、笑顔があふれる町にしたいという願いを込めて策定した町総合計画です。新たに発生した新型コロナウイルスへの対応を加え、計画に掲げた目標の一つひとつを推進することで、もっと住みよく、もっと魅力にあふれ、もっとわくわくする御船町を築いてまいります。

それでは、令和３年度の当初予算案について申し上げます。

まず、予算編成の基本方針についてですが、今後、熊本地震関連事業の町債償還が本格化することを踏まえ、これまで以上に将来負担を意識した予算編成に努めなければなりません。そのため、次の点に留意して予算編成を行いました。

第１に、廃止・休止を含めた大胆な事業見直しを行い、町のさらなる発展につながる必要不可欠な取組みへの重点化を図ること。

第２に、事業の成果や費用対効果について、徹底した精査を行うこと。

第３に、歳入全般にわたり増収策を図ること。

第４に、政策的課題の洗い出しや事業内容が確定していない施策等について、早急にその方向性を決定し可能な限り予算化を図ること。

この４点を基本方針として予算編成に取り組みました。その結果、令和３年度の一般会計当初予算総額は106億5,000万円で、前年度対比14億4,347万7,000円の増、率にして15.7％増となりました。

歳入面では、まず根幹をなす町税について、コストコの開業等による法人町民税の増、また、宅地開発に伴う新築家屋の増や、平成29年に建築された新築家屋軽減措置の適用期間終了等による固定資産税の増により、前年度比1.5％増の14億8,846万2,000円を見込んでいます。地方交付税については、地方財政計画の動向などを踏まえ、前年度対比２億2,530万6,000円増の32億7,189万1,000円、また、ふるさと納税寄附金については、11億円増の18億円を見込んでいます。町債については、消防災の減等により、前年度対比6,310万9,000円減の４億5,734万5,000円となっています。

なお、繰入金については、好調であるふるさと応援基金からの取り崩しで対応を図ったことから、財政調整基金からの繰入れはありません。

歳出面では、令和３年度の重点事業である「みんながわくわくする御船町」の各事業経費は政策経費として必要額を確保するとともに、熊本地震関連事業並びに新型コロナウイルス感染症対策事業及び過年度分災害復旧事業については、所要見込額を確保し、住民サービスの維持に努めたところです。

この一般会計に国民健康保険など７つの特別会計を加えた予算の総額は、165億6,132万9,000円となり、前年度対比10.5％の増になりました。

次に、令和３年度当初予算について、町総合計画の４つの基本目標にのっとり、その主要な事業につきまして、御説明を申し上げます。

第１の柱であります「住み続けたい御船町」に関する事業について申し上げます。

現在、御船町の公共交通は、熊本バス、産交バスによる路線バスの運行や麻生交通によるコミュニティバスの運行で成り立っています。利用者は年々減少しており、生活交通の維持・確保が困難な状況になりつつあります。そこで、将来にわたって住民の生活を支え維持可能な公共交通体系の構築、並びに地域外からの移動を支え地域の活性化を図るため、令和３年度の地域公共交通計画を策定します。

計画では、人口減少や住民の年齢構成の変化などに対応し、移動手段の多様性にも配慮して策定を進めてまいります。

また、お伺い行政の一環として、昨年６月７日に各区長と実施しました意見交換で寄せられた町道の維持修繕等に関する意見について、現地を確認した上で、予算計上いたしました。

さらに、近年の相次ぐ浸水被害などを踏まえ、災害に強い町づくりを目指す事業も予算化いたしました。具体的には国の緊急しゅんせつ推進事業を活用した河川内の堆積土砂の撤去で、令和３年度は、水越川及び門前川を事業対象とし、豪雨時における浸水や冠水の軽減を図ることとしています。令和４年度以降も町内の管理河川について、順次工事に着手してまいります。

また、御船町ふれあい広場の管理につきましては、これまで町直営で行ってきましたが、今後は施設管理を含め、町の賑わいの創出につなげるため、指定管理者制度を導入し実施してまいります。

町民の生活に直結した公園機能を維持しながらも、御船町の玄関口である立地性を活かし、観光情報の発信の拠点として、またイベントや特産品の販売などの経済活動の場として、観光振興を含めた活用ができるものと期待をしています。

続いて、第２の柱であります「人を育む御船町」に関する施策について申し上げます。

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化等、地域社会を取り巻く環境の変化等により、町民の抱える課題が多様化、複雑化してきています。

現在、子供の相談は「こども未来課」、高齢者の相談は「地域包括支援センター」、生活保護や障がいの相談は「社会福祉係」、生活困窮の相談は「社会福祉協議会」など、それぞれの支援機関で各々対応しています。しかし、町民の抱える課題が多様化、複雑化する昨今、相談の内容によっては担当課だけでは対応が困難で、一つの世帯で複数の問題を抱えている事例も少なくありません。

このような状況に対応し、相談体制の再構築を図るため、新たに「多機関の協働による包括的支援体制の構築」に取り組みます。

また、地域サロンなど、介護予防活動の拠点となっている公民館等に対し、トイレや手すり、段差解消などの改修を行い、高齢者が住み慣れた地域で、安心して健康づくりや介護予防活動を行えるよう支えてまいります。

また、子育て支援に関しましては、第３子以上で２歳未満の乳幼児を養育している家庭の経済的負担を軽減するため、１歳未満に対し月額5,000円、２歳未満に対し月額3,000円の育児用品券の支援を継続してまいります。

学校教育に関しましては、令和２年３月に策定しました「御船町学校施設長寿命化計画」に則って、令和３年度は御船中学校の体育館並びに特別教室棟の屋根改修工事の設計に着手します。また、新たに小・中学校に導入しましたＩＣＴ機器についても、利活用がスムーズにできるよう支援してまいります。

続いて、第３の柱であります「活力ある御船町」に関する施策について申し上げます。

これまでは地方創生道整備交付金を活用し、御船インター東側の町道を中心に整備を進めてきましたが、令和３年度からは、広域農道の整備へと移行してまいります。道路の劣化等の異常に起因した事故を防止し、農産物輸送路としての安全性を図るため、測量設計業務及び保全対策工事に着手します。

また、七滝土地改良区が管理する元禄用水路では、以前より用水不足が発生していますが、その原因が明らかになっていません。その上流には、大矢野原演習場が位置していますが、地下水減少との因果関係が取りざたされています。

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」では、防衛施設と周辺地域との調和を図ることとされていることから、地下水の減少について、大矢野原演習場との因果関係を明らかにするための実態調査に取り組みます。

また、地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策も進めてまいります。

現在、御船町には15箇所の防災重点ため池があり、令和３年度は高木地区にある「野中ため池」について、堤体の安全性の確保及び老朽化した施設の調査を行い、異常豪雨等による被害を未然に防止するための実施計画の策定に着手します。

また、町総合計画の「わくわくプロジェクト」の中で、土地利用調整ゾーンに位置付けている中原北用地については、地籍調査による境界確定、周辺アクセス道路の詳細設計に着手いたします。さらに、本用地内の埋蔵文化財包蔵地における埋蔵物の調査を目的とした試掘調査や、それに伴う伐採業務を行い、その調査結果を踏まえ、有効な土地利用手法の検討をさらに進めてまいります。

続いて、第４の柱であります「人が集う御船町」に関する施策について申し上げます。

御船町の移住定住の現状ですが、令和２年住民基本台帳ベースで社会増減がプラスとなり、御船町に人が集まってきていますが、中山間地においては、人口減少が続いています。

その一方で、中山間地への移住のニーズは認められ、町の空き家バンクに登録した物件は短期間で契約が成立する状況が続いています。しかし、登録物件が少なく、移住希望者へのニーズに応えられていない現状もあります。

そこで、中山間地に移住支援員を配置し、中山間の空き家の掘り起こしを行い、空き家バンクの登録増を図ることで、移住希望者のニーズに応え、中山間地の人口減少に歯止めをかけてまいります。

次に、観光交流の促進については、先ほど申し上げましたとおり、コストコオープンに伴う新たな人の流れを町内回遊へとつなげていく仕掛けづくりを官民一体となって進めてまいります。

また、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止した「御船があーっぱ祭り」や「移住観光フェア」などイベントも積極的に実施し、認知度向上と更なる賑わいの創出を図ってまいります。

一般会計をはじめ各特別会計の予算の内容等の詳細については、別紙の予算説明書を御覧いただきたいと存じます。

なお、本定例会では令和３年度当初予算案８件、令和２年度補正予算案８件、条例の一部改正15件、その他同意案件などを含み、合計47件を提出しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上、令和３年度の町政を進めるに当たってのビジョンと政策、これを裏付ける予算等について申し上げました。総合計画に掲げた目標を推進していくことで、もっともっとわくわくわくわくする御船町を築いてまいります。

また、令和３年度は、新型コロナウイルスという見えない敵との戦いの中で、我が国にとっても歴史的に大きな意味を持つ１年となります。御船町にとっても、ワクチン接種は、１万６千人の全ての町民の皆様の命と健康を守る上で重要な事業となります。この取組みに万全の体制を整え、関係機関と強固な連携を図り、安全に安心してワクチン接種が受けられるよう、全庁を挙げて取り組んでまいります。

最後になりましたが、令和３年度当初予算の実行に向けて、私が職員の先頭に立って全力で取り組んでまいる所存ですが、町民の皆様並びに議員各位におかれましては、なお一

層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、私の令和３年度の施政方針といたします。

○議長（池田浩二君）　続いて令和２年度定期監査報告を行います。

○監査委員（吉川　勲君）　ただ今、議長から令和２年度御船町定期監査及び行政監査に係る報告を求められましたので、地方自治法第199条第９項に基づき御報告をいたします。

地方自治法第199条第１項、第２項及び第４項並びに御船町監査委員に関する条例第２条の規定に基づき、令和２年度上半期における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ合理的・効果的に行われているかについて、令和２年10月26日から同年の11月16日までの11日間監査を行いました。

定期監査の結果につきましては、お手元に配布しております令和２年度定期監査及び行政監査報告書のとおりでございます。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第４　報告第 17号　専決処分の報告について

日程第５　報告第 18号　専決処分の報告について

日程第６　報告第 19号　専決処分の報告について

日程第７　報告第 20号　専決処分の報告について

日程第８　報告第 21号　専決処分の報告について

日程第９　報告第 22号　専決処分の報告について

日程第10　議案第 75号　工事請負変更契約の締結について

日程第11　議案第 76号　工事請負変更契約の締結について

日程第12　議案第 77号　財産の取得について

日程第13　議案第 78号　御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14　議案第 79号　御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15　議案第 80号　御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16　議案第 81号　御船町課設置条例及び御船町健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17　議案第 82号　税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等

の一部を改正する条例の制定について

日程第18　議案第 83号　御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

日程第19　議案第 84号　御船町敬老祝金給付条例の全部を改正する条例の制定について

日程第20　議案第 85号　御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21　議案第 86号　御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22　議案第 87号　御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23　議案第 88号　御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24　議案第 89号　御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第25　議案第 90号　御船町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26　議案第 91号　御船町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第27　議案第 92号　御船町ふれあい広場設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について

日程第28　議案第 93号　御船町ふれあい広場の指定管理者の指定について

日程第29　議案第 94号　御船町コミュニティーセンター「ひばり荘」の指定管理者の指定事項の変更について

日程第30　議案第 95号　町道の路線認定について

日程第31　議案第 96号　令和２年度御船町一般会計補正予算（第13号）について

日程第32　議案第 97号　令和２年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）について

日程第33　議案第 98号　令和２年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第６号）に

ついて

日程第34　議案第 99号　令和２年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第35　議案第100号　令和２年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第36　議案第101号　令和２年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第37　議案第102号　令和２年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第４号）について

日程第38　議案第103号　令和２年度御船町水道事業会計補正予算（第２号）について

日程第39　議案第104号　令和３年度御船町一般会計予算について

日程第40　議案第105号　令和３年度御船町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第41　議案第106号　令和３年度御船町介護保険事業特別会計予算について

日程第42　議案第107号　令和３年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算について

日程第43　議案第108号　令和３年度御船町緑の村運営事業特別会計予算について

日程第44　議案第109号　令和３年度御船町公共下水道事業特別会計予算について

日程第45　議案第110号　令和３年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算について

日程第46　議案第111号　令和３年度御船町水道事業会計予算について

日程第47　同意第　２号　御船町副町長の選任について

日程第48　同意第　３号　御船町教育長の任命について

日程第49　同意第　４号　御船町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第50　同意第　５号　御船町農業委員会の委員の任命について

○議長（池田浩二君）　日程第４、報告第17号、「専決処分の報告について」から、日程第50、同意第５号、「御船町農業委員会の委員の任命について」までの47件を、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君）　報告第17号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第１項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく、工事請負変更契約の締結につい

て、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第２項の規定に基づき報告する。

御専第１号、工事請負変更契約の締結について。

報告第18号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第１項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく、工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第２項の規定に基づき報告する。

御専第２号、工事請負変更契約の締結について。

報告第19号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第１項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく、工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第２項の規定に基づき報告する。

御専第３号、工事請負変更契約の締結について。

報告第20号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第１項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく、工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第２項の規定に基づき報告する。

御専第４号、工事請負変更契約の締結について。

報告第21号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第１項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく、工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第２項の規定に基づき報告する。

御専第５号、工事請負変更契約の締結について。

報告第22号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第１項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく、工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第２項の規定に基づき報告する。

御専第６号、工事請負変更契約の締結について。

議案第75号、工事請負変更契約の締結について。インター団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設路面復旧工事ほか１件について、次のとおり変更請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結について、御船町議会基本条例第12条第１項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第76号、工事請負変更契約の締結について。道路メンテナンス事業町道落合浄光寺線四宮橋上部工工事について、次のとおり請負変更契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第１項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第77号、財産の取得について。御船町立小中学校で使用する教育用端末ソフトウェアについて次のとおり財産を取得する。

提案理由。財産の買い入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第78号、御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。御船光ネットワーク民間移行事業に係る運営事業候補者の選定について、地方自治法第138条の４第３項の規定に基づき、附属機関を設置するため、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第79号、御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。御船光ネットワーク民間移行事業に係る運営事業候補者選定委員会の設置に伴い、地方自治法第203条の２第５項の規定に基づき、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第80号、御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。再任用短時間勤務職員の給料月額規定に係る引用項及び級別職務分類表を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第81号、御船町課設置条例及び御船町健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について。御船町課設置条例及び御船町健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。地方自治法第158条の規定に基づき、組織を編成するため関係条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第82号、税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改

正する条例の制定について。税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、延滞金の特例規程に関する用語等を見直すため、関係条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第83号、御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。公職選挙法の改正に伴い、選挙公営を実施するため、本条例を制定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第84号、御船町敬老祝金給付条例の全部を改正する条例の制定について。御船町敬老祝金給付条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。高齢者に対し敬老祝金を給付し敬老の意を表するとともに、その福祉の増進を図るため本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第85号、御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。地方税法施行令及び国民健康保険法施行令等の一部改正により、本条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第86号、御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第87号、御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。御船町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。介護保険法施行令等の改正及び令和３年度からの御船町高齢者保健福祉計画第８期介護保険事業計画に伴い、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第88号、御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び

運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されることに伴い、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第89号、御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されることに伴い、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第90号、御船町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。御船町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されることに伴い、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第91号、御船町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。御船町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されることに伴い、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第92号、御船町ふれあい広場設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制

定について。御船町ふれあい広場設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。地方自治法第244条の２第３項及び第４項の規定に基づき、施設管理を行う行わせるため本条例を全部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第93号、御船町ふれあい広場の指定管理者の指定について。御船町ふれあい広場について次のように指定管理者を指定するものとする。

提案理由。指定管理者を指定するためには、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第94号、御船町コミュニティーセンター「ひばり荘」の指定管理者の指定事項の変更について。御船町コミュニティーセンター「ひばり荘」について次のように指定管理者の指定事項を変更する。

提案理由。御船町コミュニティーセンター「ひばり荘」における指定管理者の指定事項の変更することについて、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第95号、町道の路線認定について。道路法第８条第１項の規定により、次のとおり町道の路線を認定する。

提案理由。町道の路線認定については、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○議長（池田浩二君）　お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。これより11時20分まで休憩いたします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前１１時１０分　休　憩

午前１１時２０分　再　開

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（池田浩二君）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

○町長（藤木正幸君）　議案第96号、令和２年度御船町一般会計補正予算（第13号）。令和２

年度御船町一般会計補正予算（第13号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億1,124万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億9,537万6,000円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。繰越明許費。第２条、地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。債務負担行為の補正。第３条、債務負担行為の追加は、「第３表　債務負担行為補正」による。地方債の補正。第４条、地方債の追加は、「第４表　地方債補正」による。

議案第97号、令和２年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）。令和２年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 269 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 6,320 万 5,000 円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

議案第98号、令和２年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第６号）。令和２年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第６号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,848万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,247万4,000円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

議案第99号、令和２年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）。令和２年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億4,358万5,000円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

議案第100号、令和２年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第３号）。令和２

年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第３号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,990万2,000円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。繰越明許費。第２条、地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

議案第101号、令和２年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）。令和２年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,130万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億2,582万6,000円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。繰越明許費。第２条、地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

議案第102号、令和２年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第４号）。令和２年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第４号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,773万4,000円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

議案第103号、令和２年度御船町水道事業会計補正予算（第２号）。総則、第１条、令和２年度御船町水道事業会計補正予算（第２号）は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第２条、令和２年度御船町水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。債務負担行為。第３条、債務負担の追加は、別表のとおりとする。

議案第104号、令和３年度御船町一般会計予算。令和３年度御船町一般会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ106億5,003万8,000円と定める。２項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。地方債。第２条、地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。一時借入金。第３条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は６億円と定める。

歳出予算の流用。第４条、地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用と定める。

議案第105号、令和３年度御船町国民健康保険事業特別会計予算。令和３年度御船町国民健康保険事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ23億2,910万3,000円と定める。２項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。一時借入金。第２条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れ最高額は１億円と定める。

議案第106号、令和３年度御船町介護保険事業特別会計予算。令和３年度御船町介護保険事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ21億6,434万3,000円と定める。２項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。一時借入金。第２条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は１億円と定める。歳出予算の流用。第３条、地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項の計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項間の流用と定める。

議案第107号、令和３年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算。令和３年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ２億4,792万4,000円と定める。２項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳

入歳出予算」による。一時借入金。第２条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

議案第108号、令和３年度御船町緑の村運営事業特別会計予算。令和３年度御船町緑の村運営事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,846万5,000円と定める。２項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。一時借入金。第２条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れ最高額は500万円と定める。

議案第109号、令和３年度御船町公共下水道事業特別会計予算。令和３年度御船町公共下水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ４億9,690万3,000円と定める。２項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。地方債。第２条、地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。一時借入金。第３条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は２億円と定める。

議案第110号、令和３年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算。令和３年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8,745万4,000円と定める。２項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。債務負担行為。第２条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第２表　債務負担行為」による。一時借入金。第２条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

議案第111号、令和３年度御船町水道事業会計予算。総則。第１条、令和３年度御船町水道事業会計予算は次に定めるところによる。

業務予定の数量。業務予定量。第２条、業務の予定量は次のとおりとする。収益的収入及び支出。第３条、収益的収入及び支出の予算額は次のとおり定める。収入。第１款、水道事業収益３億2,665万4,000円。支出。第１款、水道事業費用２億8,679万7,000円。資本

的収入及び支出。第４条、資本的収入及び支出の予算額は、次のとおり定める。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額１億4,181万7,000円は、過年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。収入。第１款、資本的収入１億2,848万5,000円。支出。第１款、資本的支出２億7,030万2,000円。企業債。第５条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定める。一時借入金。第６条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。議会の議決を経なければならない流用をすることができる経費。第７条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。他会計からの補助金。第８条、水道事業の運営のため一般会計からの補助を受ける金額はゼロ円である。

同意第２号、御船町副町長の選任について。御船町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求める。

１、住所、熊本県熊本市南区御幸笛田６－３－15。２、氏名、宮本　正。３、生年月日、昭和35年５月30日。

提案理由。副町長の選任については、地方自治法第162条の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

同意第３号、御船町教育長の任命について。御船町教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、議会の同意を求める。

１、住所、熊本県上益城郡御船町大字滝川99番地14。２、氏名、上杉奈緒子。３、生年月日、昭和33年４月15日。

提案理由。教育長の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

同意第４号、御船町固定資産評価審査委員会の委員の選任について。御船町固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第３項の規定に基づき、議会の同意を求める。

１、住所、御船町大字水越3,275番地。２、氏名、藤本裕二。３、生年月日、昭和33年９月10日。

提案理由。固定資産評価審査委員会の委員の選任については、地方税法第423条第３項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

同意第５号、御船町農業委員会の委員の任命について。御船町農業委員会の委員に下記の者を任命したいので、議会の同意を求める。

提案理由。農業委員会の委員の任命については、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第51　発議第４号　御船町議会委員会条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君）　日程第51、発議第４号、「御船町議会委員会条例の全部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○12番（清水　聖君）　発議第４号、御船町議会委員会条例の全部を改正する条例の制定について。御船町議会委員会条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和３年３月11日提出。

提出者、御船町議会議員、清水聖。

賛成者、御船町議会議員、岩永宏介。

賛成者、御船町議会議員、中城峯雄。

賛成者、御船町議会議員、福本悟。

提案理由。御船町課設置条例の一部改正及び委員会運営におけるオンライン会議システム導入等に伴い本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○議長（池田浩二君）　清水議員、一人、増田議員の名前が抜けちゃおらんだったですか。

○12番（清水　聖君）　失礼しました。

賛成者、御船町議会議員、増田安至。

○議長（池田浩二君）　これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午前１１時５１分　散　会